

京都観光サポーター制度企画・運営業務に関する業務委託に係る提案内容審査要領

1 基本的な考え方

提案者から提出された企画提案書等について、本市が設置する選定委員会において審査を行い、受託候補者を選定する。選定委員会は非公開とし、最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。

2 審査方法等

(1) 審査項目及び配点

別紙「京都観光サポーター制度企画・運営業務委託受託候補者選定に係る採点表」のとおり

(2) 審査方法

ア 審査点の考え方

審査項目を下記5段階で審査する。

審査	審査点
優れている。	4点
やや優れている。	3点
普通である。	2点
やや劣っている。	1点
本市の要求する内容がない又は劣っている。	0点

なお、「京都市公契約基本条例との関係」の区分については、「該当する（審査点4点）」、「該当しない（審査点0点）」の2段階とする。

イ 評価点の考え方

審査点に、審査項目の重要度や提案内容の差の出やすさに応じて設定している項目加重点を乗じて算出する。

(3) 受託候補者の決定

合計点は、各審査員の評価点の合計の平均（100点満点）とし、最も高い合計点を得た者を受託候補者とする。合計点と同じ場合は、見積金額の低い者を受託候補者とし、合計点及び見積金額が同じ場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

提案者が1者のみの場合は、合計点が60点を上回り、かつ選定委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合に受託候補者として選定する。